

チャレンジショップ（道の駅サザンセットとうわ）募集要項

新たに起業を目指す活力ある元気な者の観光拠点地の商業活動への参入環境づくりを図るとともに、観光拠点地の更なる交流とにぎわいの場をつくり、活性化を図ることを目的として、周防大島町総合交流ターミナル施設（以下「道の駅」という。）構内で実施するチャレンジショップ出店募集に係る取扱いについて次のとおり定める。

1. 実施主体・名称・住所

事業主体・管理責任者	名 称	住 所
・ 周防大島町（商工観光課） ・ 周防大島町総合交流ターミナル指定管理者	チャレンジショップ 道の駅サザンセットとうわ	周防大島町大字西方 1958-77

2. 募集店舗数

5店舗（1店舗あたり 9.94㎡）

3. 募集業種

店舗において商品の販売又は飲食若しくはサービスを提供するものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（第13項第4号を除く。）に規定する営業を除く。

4. 応募資格

- ①新規起業者であること。（下記の※印参照のこと）
- ②周防大島町に住所を有する人。（応募時に周防大島町外の住所であっても、使用承認後、周防大島町内に住民票を移すことができる人）
- ③個人、グループまたは法人。
- ④市町村税を滞納していない人。
- ⑤申込者又は関係者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ⑥地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない人であること。
- ⑦地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない人でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと。
- ⑧民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続き開始の申立てをしていない人又は申立てをなされていない人であること。
- ⑨会社更生法第17条第1項又は第2項の規定による更正手続き開始の申立てをしていない人又は更正手続き開始の申立てをなされていない人であること。
- ⑩チャレンジショップ道の駅サザンセットとうわの現出店者及び過去の出店者でないこと。また、その人を代理人、支配人その他の使用人として使用する人でないこと。
- ⑪町、周防大島町総合交流ターミナル指定管理者（以下「指定管理者」）の指示又は要請に、正

当な理由なく協力しない人でないこと。

※新規起業者の定義：

既に起業している人のうち、既存の商品及び同一分野の商品の一販売店舗でないこと及び自社の経営規模・経済能力等から、チャレンジショップを足掛かりとして展開していく必要性を有する人であること。（自社の店舗等により新たな展開が可能な場合には、チャレンジショップによる事業展開を必要とせず、別の申請者に起業機会を与えるべきと判断し新規起業者と認めない。）

5. 選考（審査）基準

前記「4. 応募資格」を満たしていることのほか、次の基準に準じ評価を行う。

- ①新しく起業して、商業活動にチャレンジする人。
- ②商業活動に対して意欲的であること。
- ③独立開業・店舗経営の意思が強くあること。
- ④賑わい性、話題性に期待が持てること。
- ⑤活力があり、積極的に事業を推進する意思があること。
- ⑥道の駅内の各出店者や地域との協調性があること。
- ⑦週3日以上（原則、土・日曜日及び祝日は営業すること。）の営業が可能であること。また、営業する日において道の駅「指定管理者」が指示又は要請する場所及び店舗周辺等の清掃ができる人。
- ⑧公序良俗に反しないもの

6. 提出先および申込期間

- ①提出場所 周防大島町役場 **産業建設環境部 商工観光課**

※ 周防大島町大字久賀5 1 3 4 番地（久賀庁舎2階）

- ②提出方法 **原則直接持参〔原則郵送不可〕**

なお、申込書類の不備を防止するため、あらかじめ、申込書類の事前審査を受けること。
ただし、申し込み時点で遠方に居住している等の特別な理由により申込書類の持参が困難な場合は、事前に役場商工観光課へご連絡ください。

※ 申込期間終了後は、いかなる理由があっても受け付けませんのでご注意ください。

- ③申込期間 **令和8年7月15日（水）～8月21日（金）**

※〔平日 午前9時～午後5時〕

7. 応募書類

- ①使用申請書 様式第1号
- ②事業計画（企画）書 様式第2号
- ③収支予算書 様式第3号
- ④団体等調書 様式第4号（グループ・法人の場合）

※①から④の様式は町ホームページからダウンロードできます。

- ⑤納税証明書

申込者の納税証明書（市町村税完納者）

○ 市町村税（証明内容は滞納がないことを証する証明書）

- ・ 法人・・・市町村税・特別徴収、固定資産税、軽自動車税、法人市町村民税
- ・ 個人・・・市町村税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
- ・ グループ・・・代表者本人の市町村税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

8. 募集方法・選考方法

- ①チャレンジショップの使用者は町広報紙及び町公式ホームページにより公募する。
 - ②選考は町商工観光課内に設置した「チャレンジショップ出店者選考委員会」（以下「委員会」という。）で審査する。
 - ③委員会で使用希望者と面談を行い選考基準に達した上位5人をチャレンジショップ使用者として承認する。（面談は9月上旬～中旬頃に予定）。なお、出店希望者が5人に満たない場合でも、選考基準に達しない人は不承認となる。
- ※ 審査結果については、申込者に9月下旬～10月上旬頃に通知する予定
- ④使用承認決定者は事前（指定する日まで）に「誓約書（様式第7号）」を町商工観光課公共施設管理班に提出するものとする。

添付書類

申込者の住民票（個人・グループの場合）、 登記簿謄本又はその写し（法人の場合）

9. 使用期間など

- ①チャレンジショップの使用期間は2年間とする。
- ②使用者の申請により町長が必要と認めたときは、最大で2年間延長することができる。
- ③退去時の使用料については当該月の14日までは月額使用料の半額とし、15日以上のは全額とする。
- ④町は、使用者に応募資格及び選考（審査）基準等に抵触する行為があった場合は、使用期間内であっても、使用を取り消すことができる。
- ⑤建物の内装等は使用者の費用負担により行うものとし、退去のときについても使用者の責任により原形復旧すること。
- ⑥転貸しはできない。（転貸し又貸し等が明らかに認められる時は、即刻使用承認を取り消し退去を命じる。）

10. 経費等の負担

- ①各店舗の使用料は月額1万2千円とする。
- ②各店舗にかかる上下水道料及び電気の使用料は、各店舗の子メーターを検針し、店舗使用者の負担とする。
- ③使用料、上下水道料、電気料、汚水桝（グリストラップ）清掃費の納入は道の駅「指定管理者」の発行する請求書により納入すること。
- ④共有部分（通路・花壇・鉢植え）にかかる清掃や鉢花の水遣り等の維持管理作業は、店舗使用者全員で分担して行う。
- ⑤各店舗で発生したごみ（可燃物・不燃物・ビン・缶・その他）は、店舗使用者が責任を持って管理し、ルールに従って処分、処理する。

1 1. 注意事項

- ①町や指定管理者からの重要な連絡などは使用者（申込者）へ連絡する。
- ②チャレンジショップ店舗内の消耗部品の取替えや修繕（給排水設備含む）、並びに窓・戸・シャッターの不具合による修繕に係る費用は使用者の負担とする。
- ③収益などの状況を所定の様式により毎月報告すること。また、販売品目に変更がある場合にも報告すること。
- ④以下の場合に、営業中止もしくは時間短縮をお願いする場合があるが、これにより損失が生じた場合も町は補償しない。
 - (1) 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、感染症のまん延その他の自然的若しくは人為的な事象）による場合
 - (2) 道の駅の施設維持や改修にともなう工事等を行う場合
- ⑤飲食を提供する場合は営業開始までに必要な許認可を得ること。
許認可に関する費用については使用者の負担。
- ⑥自店で決めた営業日は厳守すること。

1 2. 使用開始日

令和9年4月1日以降を予定

1 3. お問い合わせ・申込み先

周防大島町役場 産業建設環境部 商工観光課 公共施設管理班

電話 (0820) 79-1003 FAX (0820) 79-1021

〒742-2301 周防大島町大字久賀5134（久賀庁舎2階）